

令和4年4月

お客さま各位

熊本中央信用金庫

ご返済終了後の融資契約書について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では「ご返済終了後の融資契約書」につきまして、従来、お客さまへご返却しておりましたが、令和4年4月11日（月）以降のご契約終了分からご返却せず、当金庫で10年間保管させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

なお、「ご返済終了後の融資契約書」は、当金庫で責任をもって保管を実施したうえで、廃棄処分とさせていただきますが、返却をご希望される場合は、お手数ですが「取扱店」にお申し付けください。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、当金庫を末永くご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、ご不明な点がございましたら「取扱店」にお尋ねください。

以上

【当金庫で保管する契約書書類】

1. 手形貸付に係る約束手形 等
2. 証書貸付に係る金銭消費貸借契約証書 等
3. 当座貸越に係る当座貸越契約証書 等
4. 保証契約に係る保証契約書 等

※ 代理貸付に係る債権書類及び担保関係に係る契約書類は、これまでどおりご返却いたします。